

令和5年第5回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和5年4月18日（火）  
15時00分～16時00分  
場所：市役所3階会議室3D

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について・・・・・・・・	3
	報告第2号 教育長の臨時代理に係る報告について・・・・・・・・	4
	報告第3号 教育長の臨時代理に係る報告について・・・・・・・・	4～5
	議案第1号 北広島市立学校適正配置等審議会委員の委嘱について・・・	5
	議案第2号 北広島市教育施策審議会委員の委嘱について・・・・・・・・	5～6
	議案第3号 北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について・・・	6～7
	議案第4号 北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について・・・・・・・・	7
	議案第5号 教育支援委員会委員の委嘱について・・・・・・・・	7～8
	議案第6号 青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について・・・・・・・・	8
	議案第7号 北広島市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・	9
	議案第8号 北広島市立東部中学校区学校運営協議会委員の委嘱につい て・・・・・・・・	9～10
	議案第9号 北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱につい て・・・・・・・・	10
	議案第10号 北広島市立大曲中学校区学校運営協議会委員の委嘱につい て・・・・・・・・	10～11
	議案第11号 北広島市立西の里中学校区学校運営協議会委員の委嘱につ いて・・・・・・・・	11～12
	議案第12号 北広島市立広葉中学校区学校運営協議会委員の委嘱につい て・・・・・・・・	12
	議案第13号 北広島市立緑陽中学校区学校運営協議会委員の委嘱につい て・・・・・・・・	12～13
	議案第14号 北広島市図書館協議会委員の任命について・・・・・・・・	13～14
	議案第15号 北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について・・・	14
議案第16号 北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について・・・	14～15	
議案第17号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出につ いて・・・・・・・・	15	
議案第18号 令和5年度北広島市奨学生選考の諮問について・・・・・・・・	16～17	
日程第4	そ の 他 次回会議の日程について ・・・・・・・・	
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	吉田智樹
	教育委員 (教育長職務代理者)	成田郁久美		教育部理事	鹿野秀一
	教育委員	石上浩子		教育総務課長	河合一
	教育委員	高山隆二		教育総務課参事	永坂隆之
	教育委員	宮北早苗		学校教育課長	川又洋火
				教育支援課長	澤井大輔
傍聴人	なし		記録員	社会教育課長	渡辺広樹
				文化課長	若澤路子
				文化課参事	笹森和宏
				エコミュージアムセンター長	渡邊篤広
				学校給食センター長	岡謙一
				防災食育施設整備担当参事	伊達千秋
				教育総務課主査	田中加奈
				教育総務課主事	宮越裕斗

開会 15時00分

( 議 事 の 経 過 )

---

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和5年第5回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、高山委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、報告第3号及び議案第1号から第17号までが教育委員会会議規則第16条第1号又は第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、報告第3号及び議案第1号から第17号につきましては、非公開といたします。

---

◎日程第2 会議録の署名

○吉田教育長 日程第2、会議録の署名についてであります。令和4年第16回、令和5年第1回、第2回の会議録につきまして、署名委員であります石上委員、高山委員、宮北委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

---

◎日程第3 教育長報告について

○吉田教育長 日程第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として2点、行政報告として教育部理事から2点報告させていただきます。

まず始めに、中学校卒業生の進路についてであります。3月17日(金)に公立高校の合格発表があり、卒業生538名のうち、345名が全日制公立高校に進学したほか、189名が私立高校

及び高等専門学校等に進学、3名が就職し、537名の進路が決定したところであります。また、残りの1名については、進学、就職ともにしておりませんが、就職を希望していることから、現在、就職活動をおこなっているところであります。

次に、市内小中学校の児童生徒数についてであります。令和5年4月1日現在で、小学校が2,716名（前年度2,725名、9名減）、中学校が1,467名（前年度1,538名、71名減）、合計4,183名（4,263名、80名減）となったところであります。

このうち、新1年生は小学校で417名（前年度407名、10名増）、中学校で460名（前年度515名、55名減）であります。

私からの報告は以上です。続けて、鹿野理事、よろしくお願いいたします。

**○鹿野教育部理事** まず始めに、令和5年度の全国学力・学習状況調査についてであります。本日4月18日（火）に小学校6年生を対象に国語と算数、中学校3年生を対象に国語と数学のほか、英語のうち「聞くこと」「読むこと」の学力調査及び学習意欲や学習方法等に関する学習状況についての質問紙調査を実施いたしました。

また、中学校3年生を対象にした英語のうち「話すこと」の調査につきましては、各中学校において、4月18日（火）から5月26日（金）の中であらかじめ決定した任意の日オンラインで実施することとなっております。

実施に向けては、遺漏のないよう準備し、連絡体制を整え、調査を行っているところであります。

なお、結果の公表方法等につきましては、各教育委員会の判断によることとされていることから、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、みらい塾の通級状況についてであります。令和5年3月末における通級者数は、児童2名、生徒21名、合計23名であり、このうち6名が中学校卒業を迎え、3月14日（火）に4名出席のもと、卒業を祝う会を挙行了したところです。

中学校卒業生6名につきましては、全ての生徒が高等学校への進学となっているところであります。

また、4月10日（月）には通級予定者10名のうち5名の出席のもと、開級式を挙行了したところであります。

以上であります。

**○吉田教育長** 以上、教育長報告として2点、行政報告2点を報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

**○吉田教育長** それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

---

◎日程第4 報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について  
(北広島市の部活動の在り方に関する方針の改定について)

○吉田教育長 続きまして、日程第4、議事に入ります。報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川又学校教育課長 報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告についてであります、「北広島市の部活動の在り方に関する方針」の改定について、北広島市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により、3月31日付けで教育長が臨時代理しましたので、同規則第4条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものであります。

この方針につきましては、部活動の教育的意義を踏まえて、生徒の視点に立った部活動の充実を目的として、教員の部活動指導に係る負担にも配慮し、勤務時間外に行われる部活動指導等について、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動となるよう、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な取組について、国のガイドラインに則り、北海道の方針を参考として、令和元年6月4日策定されたものであります。

この度、昨年12月に国のガイドラインが改定されたことに伴い、北海道の方針が令和5年4月から施行されるよう改定されたことを踏まえ、当市の方針につきまして改定を行ったものであります。

改定の内容といたしましては、別紙資料1の2(1)のとおり、北海道及び市の方針として特例とされてきた、国のガイドラインとは異なる部活動の活動時間及び休養日の取扱い、具体的には、中段の四角で囲まれている廃止する特例にありますとおり、①の大会1か月前の期間や大会等への出場などの場合の特例、及び、②の北海道地域特性から積雪期の活動が制限される部活動や冬季に行われる部活動の特例を廃止するものとなります。また、(2)のとおり国のガイドラインの改定に伴う文言等の一部修正を行っているものであります。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、ご質疑等ございますか。

○成田委員 大会前までの期間については国のガイドラインにて定められた基準より、活動時間の超過を特例として認めるとしていましたが今回はその特例を廃止するとの解釈でよろしいでしょうか。

○川又学校教育課長 おっしゃる通り国のガイドラインでは、記載のとおり原則、例えば平日の2時間、休養日が3時間ということで決まっていたものが、北海道と当市の特例で大会前1か月間は、例えばお休みの日であれば3時間のところ4時間にしても良いという特例を行っていましたが、その特例を今回4月から廃止するものであります。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、報告第1号につきましては、承認とさせていただきます。

---

◎報告第2号 教育長の臨時代理に係る報告について（図書館長の任命について）

○吉田教育長 続きまして、報告第2号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合教育総務課長 報告第2号、教育長の臨時代理に係る報告についてであります。図書館長の任命について、北広島市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により、3月29日付けで教育長が臨時代理しましたので、同規則第4条第2号の規定に基づき教育委員会に報告するものであります。

図書館長につきましては、前回の教育委員会会議で議決いただきました、北広島市教育委員会事務局組織規則において、文化課参事の職にある者のうちから教育長が任命することとしたところであり、このたび、令和5年4月1日付で、文化課参事である新谷良文（あらや よしふみ）を任命したものであります。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの報告第2号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、報告第2号につきましては、承認とさせていただきます。

---

◎報告第3号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】  
（教職員の任用について）

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第1号 北広島市立学校適正配置等審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第2号 北広島市教育施策審議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第3号 北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎議案第4号 北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎議案第5号 教育支援委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎議案第6号 青少年健全育成推進委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎議案第7号 北広島市社会教育委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

◎議案第8号 北広島市立東部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)



---

◎議案第 9 号 北広島市立西部中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第 1 0 号 北広島市立大曲中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第 1 1 号 北広島市立西の里中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第 1 2 号 北広島市立広葉中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第 1 3 号 北広島市立緑陽中学校区学校運営協議会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第 1 4 号 北広島市図書館協議会委員の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第15号 北広島市小学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第16号 北広島市中学校給食運営委員会委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第17号 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

◎議案第18号 令和5年度北広島市奨学生選考の諮問について

○吉田教育長 続きます。議案第18号、令和5年度北広島市奨学生選考の諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川又学校教育課長 議案第18号、令和5年度北広島市奨学生選考の諮問についてであります。令和5年度の奨学生の選定にあたり、北広島市奨学金支給条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり北広島市奨学生選考委員会に諮問を行うため、教育委員会の議決を求めています。令和5年度の奨学生につきましては、85名（昨年度89名）の生徒から願書の提出があり、予算の範囲内で支給することとなっていることから、奨学生選考委員会に対し、奨学生選考基準及び選考内規を参考に奨学生の選考について諮問するものであります。それでは、出願状況の詳細と、選考にあたっての奨学生選考基準及び選考内規について、ご説明いたします。まず、別紙の資料1をご覧ください。

令和5年度の出願状況についてであります。今年度は85人からの出願がありました。予算につきましては、90人の枠が確保されているところであります。選考にあたっては、学業成績に関する基準と世帯の収入基準の両方の基準を満たすことが条件であるため、例えば、資料1の下段の5、成績別内訳でいきますと、3.5以上の方は合計すると56人になり、この方々が全て収入基準を満たしていれば、おそらく無条件で選考の対象となります。

残りの選考については、収入状況などを勘案して選考することになり、仮に成績が良くても収入が高ければ非該当ということになりますし、逆に収入が低くても、成績が低ければ、非該当ということも考えられますので、このような観点で奨学生選考委員会の中でご検討いただくこととなります。次に、別紙の資料2及び3をご覧ください。

北広島市の奨学生は、資料2の「北広島市奨学生選考基準」及び資料3の「北広島市奨学生選考内規」に基づいた選考を行っておりますが、最終的な選考過程では「北広島市奨学生選考基準」及び「北広島市奨学生選考内規」の条件を満たす複数の申請者に対しては、別紙の資料4「北広島市奨学生加点方法」に基づいた点数付けを行っております。今年度もこの方法に基づく順位により、奨学生選考委員会の中で選考をお願いしたいと考えております。

なお、選考委員会は、5月9日に開催を予定しており、答申をいただいた後、5月の教育委員会会議に奨学生の選定について、議案を提出したいと考えております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 議案第18号、令和5年度北広島市奨学生選考の諮問につきまして、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 現状は85エントリーがあったということで。選考方法は例年と変えていないのですね。

○川又学校教育課長 選考方法につきましては、例年通りと変更ありません。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第18号、令和5年度北広島市奨学生選考の諮問につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第18号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

## ◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○鹿野教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回第6回教育委員会会議についてであります。5月16日(火)、時間は15時00分から、会場が前回ご案内から変更となり、市役所4階会議室で開催させていただきたいと思っております。

以上であります。

○吉田教育長 次回は、5月16日(火)、時間は15時から市役所4階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第5回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

16時00分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_